

1. 開催日時：平成 28 年 6 月 24 日（金）14 時 00 分～15 時 15 分

2. 開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 共用 3 会議室

3. 外部有識者（敬称略）：

堀江 正之 日本大学商学部教授

宮内 忍 公認会計士

吉野 直行 慶應義塾大学名誉教授

4. 主な審議内容

事務局より、平成 28 年度の外部有識者点検対象事業である、

事業 3 「金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上」

事業 6 「金融サービス利用者保護の推進」

事業 14 「監査の質の向上」

について説明を行った後、質疑・応答を踏まえ、外部有識者から以下のとおり所見が述べられた。

（事業 3 「金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上」）

- サイバーセキュリティ事案について、金融庁が対応する部分と個別の金融機関が対応する部分の線引きを明確にすべきではないか。
- 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施内容について、同一業態内で複数の金融機関が一斉に攻撃対象となる場合に備えて、同一業態内での横断的な連携を含めたものについて考えるとよいのではないか。

（事業 6 「金融サービス利用者保護の推進」）

- 多重債務者対策に関する施策の実施に係る成果目標及び成果実績（アウトカム）の設定においては、現行の「貸金業者から 5 件以上無担保無保証借入の残高がある人数」が重要であるが、金額ベースの指標もあればよいのではないか。
- 金融分野における苦情相談・対応について、引続き関係機関と連携しつつ、適切に実施してもらいたい。

（事業 14 「監査の質の向上」）

- 成果目標及び成果実績（アウトカム）の設定においては、現行の「公認会計士登録名簿への登録数」ではなく、実際に監査に従事している者の数をターゲットにしつつ、監査の質が向上したか否かの測定が可能となるようなものとすべきではないか。
- 金融庁が所管する規制の枠組みの中で、監査報酬が適正なものであるかチェックできる仕組みがあればよいのではないか。

以上